

兵庫県公報

令和5年12月12日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、食品衛生法に関する営業許可証書換え交付手数料が新設されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第38号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項1の2中(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)の次に次のように加える。

(35) 営業許可証書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項2中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 理容所又は美容所検査確認証書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項22中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) クリーニング所検査確認証書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項53(1)の次に次のように加える。

(1)の2 食鳥処理事業許可証書換え交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項53(4)の次に次のように加える。

(4)の2 確認規程認定証書換え交付手数料

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。